

正しく 早めに

島田税務署 ☎ 37-3121
課税課 ☎ 36-7140

確定 申告

2月16日(木) 3月15日(水)

(土・日曜日を除く)

確定申告

とき／午前9時～午後5時

ところ／地域交流センター「歩歩路」
多目的ホール

※今年から、会場が変更となります。

※駐車場がありませんので、公共交通機関などをご利用ください。

※受付終了時間を早める場合がありますので、なるべく午後4時までに入場してください。

所得税および復興特別所得税の申告

個人が1年間に得た所得金額に応じてかかる税金です。

確定申告が必要な人
【自営業者など】

次のうち、平成28年分の所得金額の合計額が所得控除（扶養控除など）の合計額を超える人は申告が必要です。

- ▽事業を営んでいる人
- ▽農業による所得がある人
- ▽不動産所得がある人
- ▽土地や建物を売った人
- 【給与所得者】（会社員など）
- ▽給与収入が2000万円を超える人
- ▽給与を2力所以上から得ている人
- ▽給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
- ▽退職金の支払いを受けた際に、申告書を提出しなかったため20・42%の税率で源泉徴収された人で、その額が正規の税額より少なかった人

【その他確定申告が必要な人】

▽居住用財産を譲渡した場合の特別控除（3000万円）の特例などの適用を受ける人

【年金所得者に係る確定申告不要制度】

公的年金の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告の必要はありません。ただし、還付を受けるための申告書を提出することができます。

市・県民税の申告

確定申告が不要な人でも、次の人は市・県民税の申告が必要です。

【市・県民税の申告が必要な人】

- 平成29年1月1日現在、島田市に居住し、次のいずれかに該当する人
- ▽平成28年中に、営業・農業・不動産など、給与以外の所得があった人
- ▽平成28年中に、年金収入があった人で、社会保険料や配偶者控除などの所得控除を受けようとする人
- ▽昨年の途中で退職し、平成29年1月1日現在、就職していない人
- ▽事業所から「給与支払報告書」が提出されていない人

申告に必要なもの

①印鑑、申告書（郵送された人）

※税務署から「確定申告のお知らせ」が届いている場合は、そのハガキ。
②申告者のマイナンバーカード、もし

くは通知カードと身元確認書類（運転免許証など）

※今年から、申告書へのマイナンバーの記載と、番号確認・身元確認が必要となります。

③給与所得や公的年金等の源泉徴収票（原本）

④事業所得などの収支内訳書（白色申告者）、青色申告決算書（青色申告者）

⑤国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療（長寿医療）保険料の納付証明書

⑥国民年金保険料の控除証明書

⑦生命保険料の控除証明書
※合計適用限度額は、12万円です。

⑧地震保険料の控除証明書
※平成18年末までに契約した旧長期損害保険契約は、控除対象です。

⑨医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書や、保険などで補てんされる金額の明細書など

※国保の被保険者で「高額療養費」に該当する人は、先に国保年金課で高額療養費の申請を行ってください（領収書は受付後返却）。申告の際は「高額療養費支給決定通知」と領収書をお持ちください。なお、平成28年12月診療分が高額療養費に該当する人に対しては、2月下旬に申請書を発送します。詳しくは、国保年金課へお問い合わせください（☎36・7178）。

※6カ月以上寝たきりの人のおむつ代医療費控除は、主治医が発行する「証明書」が必要です。ただし、2年目

税務署からのお知らせ

■ 年金説明会

年金受給者を対象とした確定申告説明会を開催します。当日、申告書を提出することもできます。

とき／2月8日(木)・9日(木)

午前9時～11時30分、午後1時30分～3時30分

ところ／地域交流センター「歩歩路」多目的ホール

■ 住宅借入金等特別控除説明会

住宅ローンなどを利用してマイホームを新築・購入・増改築などをした人は、一定の要件を満たせば、確定申告をすることで所得税の「住宅借入金等特別控除」を受けることができます。また、土地取得のための借入金も対象となる場合があります。当日は、申告書の提出もできます。

とき／2月14日(火)・15日(水)

午前9時30分～11時30分、午後1時30分～3時30分

ところ／地域交流センター「歩歩路」多目的ホール

持ち物／「家屋の登記事項証明書」「請負契約書または売買契約書の写し」「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」「補助金などの額を証する書類」など

※混雑緩和のため、なるべく旧島田市の人は2月14日(火)に、旧金谷町・旧川根町の人は2月15日(水)にお越しください。

※詳しくは、国税庁ホームページのタックスアンサーから所得税の「マイホームの取得や増改築などしたとき」をご確認ください。

■ 税理士による無料税務相談所

記帳の仕方や消費税など、税に関する相談をすることができます。昨年の確定申告書などの控えをお持ちの人はご持参ください。

とき／2月22日(水)・23日(木) 午前9時30分～正午、午後1時～4時

ところ／夢づくり会館

【贈与税・消費税及び地方消費税(個人事業者)の申告】

申告と納税期限／▷贈与税は3月15日(木)まで

▷消費税及び地方消費税(個人事業者)は3月31日(金)まで

【確定申告に関する電話相談は「確定申告電話相談センター」へ】

税務署では電話受付を自動音声によって案内しています。音声案内に従って「0」を選ぶと、電話相談センターにつながります。

電話相談／☎ 37-3121

開設期間／3月15日(木)まで(午前8時30分～午後5時、土・日曜日と祝日を除く)

【便利な「確定申告書作成コーナー」】

申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。初めての人でも操作しやすい画面ですので、ぜひご利用ください。確定申告書等作成コーナーを利用して作成した確定申告書は、印刷して島田税務署へ提出してください。また、「e-Tax」(国税電子申告・納税システム)を利用して提出することもできます。(3月15日(木)までは、メンテナンスの時間を除き、24時間申告が可能です) ※ e-Tax の詳細については、e-Tax ホームページをご覧ください。

【郵送でも申告できます】

郵送先／〒427-8601 島田市扇町2番の2 島田税務署

【国税庁ホームページ】 ☎ <http://www.nta.go.jp>

【e-Tax ホームページ】 ☎ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

お詫びとご注意

この度の、農業施設用地の固定資産税の課税誤りに関しまして、皆さまにご迷惑とご心配をお掛けしたことをお詫びいたします。

なお、税金の還付については、市職員が電話で☐座番号などを尋ねたりすることはありません。**便乗した詐欺**にご注意ください。

以降は、長寿介護課で発行する「確定書」に代えることができます。

⑩ 障害者控除対象者認定証

※障害者手帳を持たない65歳以上の人で、6カ月以上寝たきり、または重度の認知症の人は、「特別障害者控除」を受けられる場合があります。詳しくは、長寿介護課へお問い合わせください(☎34・3294)。

⑪ 住宅借入金等特別控除を受ける人は、「税務署からのお知らせ」欄の住宅借入金等特別控除説明会の持ち

物項目を確認してください。

※所得税から引ききれない住宅借入金等特別控除額がある場合は、平成29年度市・県民税から控除されます(平成19年・20年の入居者は対象外)。

⑫ 還付金がある人は、預金口座番号(本人名義)の分かるもの

出張申告のお知らせ

【川根支所】大会議室(2階)
2月22日(水)・23日(木)

【金谷公民館「みんくる」集会室(2階) 2月24日(金)

※今年から、金谷会場は金谷公民館に変更となります。

※各会場とも、受付時間は午前9時30分～午後3時です。ただし、正午～午後1時を除きます。

※収支内訳書が必要とする所得(営業・農業・不動産所得など)や譲渡所得(土地・建物、株式など)のある人は、地域交流センター「歩歩路」の申告会場で申告してください。